

一般廃棄物処理業許可証

令和4年3月8日

旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一 様

東川町長 松岡 市郎



令和4年2月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、東川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の規定により、これを許可します。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 2 収集・運搬及び処分の別 | 収集・運搬 |
| 3 許可の有効期間 | 自 令和4年4月1日
至 令和6年3月31日 |
| 4 廃棄物の処分先 | しらかば清掃センター、北海紙管(株)旭川営業所 |

遵守事項

- 1 許可証は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請書の記載事項（処理計画等）に変更があったときは変更の日から10日以内に届け出る
こと。
- 3 許可証の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その
日から10日以内に許可証を返納すること。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定める事項を記載する帳簿等を備
え、その数量等について報告すること。
- 5 その他関係法令及び条例の規則を遵守すること。

